

石巻市制限付き一般競争入札実施要綱

平成20年4月22日

告示第125号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市が工事請負契約の締結に当たって実施する制限付き一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「制限付き一般競争入札」とは、本市が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、1件当たりの設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)が1,000万円以上の建設工事で、市長が指定したものとする。

2 市長は、対象工事の指定その他対象工事に係る審査事項について、石巻市競争入札審査委員会設置要綱(平成17年石巻市訓令第91号)第1条に規定する石巻市競争入札審査委員会の審議に付すものとする。

(入札参加資格審査方式の設定)

第4条 市長は、対象工事ごとに、入札参加資格の審査の方式を定めるものとする。

2 前項の審査の方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 入札前資格審査型
- (2) 入札後資格審査型

(入札参加資格)

第5条 市長は、制限付き一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、対象工事ごとに次に掲げる事項のうち、市長が適当と認めるものを当該工事に係る入札参加資格として設定することができる。

- (1) 当該工事に対応する工種について、競争入札参加資格承認簿に登録されている者であること。
- (2) 本市の区域内に、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所を有し、対象工事ごとに定める石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準(平成17年石巻市告示第179号)第4条に規定する格付基準を満たしていること。
- (3) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等要綱」という。)第2条第1項の規定による指名停止又は指名停止等要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていないこと。
- (4) 法第17条に規定する特定建設業者で、県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- (5) 対象工事ごとに定める法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果による

基準を満たしていること。

- (6) 当該工事に法第26条に規定する主任技術者及び監理技術者並びに法第19条の2に規定する現場代理人を専任で配置することができること。
- (7) 対象工事ごとに、当該工事と類似の施工実績（建設工事の元請負人（共同企業体の場合は、その構成員のときに限る。）としての実績に限る。）のあること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに特に必要と認める要件を満たしていること。

- 2 前項の入札参加資格は、開札日を基準として審査する。ただし、市長が必要と認めるときは、あらかじめ公告において基準とする日を明示した上で、開札日以外の日を基準とすることができる。

（入札の公告）

第6条 市長は、第4条の規定による入札参加資格審査方式及び前条の規定により当該工事に係る入札参加資格を設定したときは、規則第4条の規定により対象工事ごとに公告するものとする。

（入札の参加申請等）

第7条 第4条第2項第1号の入札前資格審査型方式による制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札前資格審査型一般競争入札参加申請者」という。）は、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第1号）を、公告において指定する期限及び方法により、持参の上市長に提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- 2 前項の一般競争入札参加申請書には、次に掲げる書類のうち、公告において指定するものを添付しなければならない。

- (1) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- (2) 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- (3) 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (5) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- (6) 前各号に定めるもののほか、公告において指定するもの

- 3 第4条第2項第2号の入札後資格審査型方式による制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札後資格審査型一般競争入札参加申請者」という。）は、公告において指定する日までに、市長に対し、入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第4号）を持参の上提出しなければならない。ただし、公告において非参集型入札と指定した場合は、入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（非参集型入札）（様式第5号）を使用し、石巻市非参集型入札実施要綱（令和5年石巻市告示第137号）第5条の規定により申請する。

（制限付き一般競争入札の中止等）

第8条 市長は、前条第1項又は同条第3項の規定による申請書の受付をした結果、入札参加申請者がなかった場合には、当該制限付き一般競争入札を中止するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により制限付き一般競争入札を中止した場合は、その旨を公告する

ものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により、制限付き一般競争入札を中止した場合は、入札参加資格の設定を見直し、改めて制限付き一般競争入札を行うか、又は指名競争入札を行うものとする。

(入札前資格審査型一般競争入札参加申請者への審査結果の通知等)

第9条 市長は、第7条第1項の審査の結果を当該入札前資格審査型一般競争入札参加申請者のすべてに対して、一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加資格を有していないとして通知を受けた者は、市長に対し、当該工事に係る入札参加資格の審査において資格を有していないとされた理由の説明を求めることができる。

- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。

(入札後資格審査型の審査方式に係る開札後の手続)

第10条 市長は、第7条第3項に規定する制限付き一般競争入札の執行において、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者(以下「落札候補者」という。)について資格審査を行った上で、後日落札決定するものとする。

- 2 市長は、前項の開札において、同価格の入札をした者が2人以上あるときは、改めて当該入札の入札参加者に出席を求め、くじを引かせて順位を定めるものとする。ただし、当該入札参加者又はその代理人の全員が現に開札時に立会を行っている場合には、その場でくじを引かせることとする。

- 3 前項の場合において、当該当該入札参加者又はその代理人のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札後資格審査型の審査方式に係る入札参加資格審査書類等の提出)

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札決定を保留したときは、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を審査するため、第7条第2項に規定する書類の提出を求めるものとする。

- 2 落札候補者は、前項の規定により提出することとされた書類を、書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に市長に提出しなければならない。ただし、公告に別に定めがある場合又は市長が別に指定した場合は、この限りでない。

- 3 市長は、落札候補者が前項に規定する提出期限内に書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格の審査のための指示に応じないときは、当該落札候補者の入札を入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(入札後資格審査型の審査方式に係る入札参加資格の審査)

第12条 市長は、前条第1項の規定により落札候補者から書類の提出を受けたときは、当該落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。
- 3 市長は、前条第3項又は前項の規定により、落札候補者の入札を無効とした場合は、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- 4 前項の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格から順に低い価格を提示した者について、前項の規定を準用する。
- 5 第1項又は第3項（第4項において準用する場合を含む。）の審査は、入札書及び工事費内訳書並びに前条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。
- 6 第1項又は第3項（第4項において準用する場合を含む。）の審査は、前条第2項に規定する書類の提出期限の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。
- 7 市長は、前条第3項又は第2項（第4項において準用する場合を含む。）の規定により入札を無効とした者（以下「入札参加非資格者」という。）に対し、一般競争入札参加資格審査結果等通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（入札後資格審査型の審査方式に係る落札者の決定）

第13条 市長は、前条第1項又は第3項（第4項において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定し、当該落札者に対し、一般競争入札参加資格審査結果等通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により落札者と決定された者以外の入札後資格審査型一般競争入札参加申請者に対して、落札者と決定しなかった旨の通知を行うものとする。
- 3 前項の通知は、入札結果表の公表をもってこれに代えることができる。

（入札参加非資格者からの理由説明請求）

第14条 入札参加非資格者は、市長に対し、当該工事に係る入札参加資格の審査において資格を有していないとされた理由の説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第15条 第9条第1項の規定により通知を受けた者のうち当該対象工事に係る入札参加資格を有するとされた者及び第13条第1項の通知を受けた者は、入札参加資格の審査後（第13条第1項の通知を受けた者においては、開札日）から契約締結までの間に次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札参加資格を失うものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。
- (3) 指名停止等要綱第2条第1項の規定による指名停止又は指名停止等要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けたとき。

- 2 市長は、前項の入札参加資格を失った者に対して、入札後落札決定までの間においては

当該入札を無効とし、落札決定後契約締結までの間においては当該落札決定を取り消し、仮契約を締結した場合は当該仮契約締結を解除し、契約締結を行わないものとする。

(入札参加資格の喪失の通知)

第16条 市長は、前条の規定により入札参加資格の喪失の通知をするときは、一般競争入札参加資格喪失通知書(様式第8号)にその理由を付して、当該入札参加資格者に対し、速やかに通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第17条 対象工事の仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)は、公告の日から公告において定める日まで閲覧に供するものとする。

2 入札前資格審査型一般競争入札参加申請者及び入札後資格審査型一般競争入札参加申請者(次項において「競争入札参加申請者」という。)は、公告の日から公告において定める日まで、公告において指定する場所において、設計図書等を複写することができるものとする。

3 競争入札参加申請者は、設計図書等に対して質問があるときは、公告の日から公告において定める日までに、質疑応答書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の質疑応答書を受理したときは、当該質疑応答書に回答を記載し、公告において定める日まで閲覧に供するものとする。

(落札者の決定等)

第18条 令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行うときは、2回に限りこれを行うことができる。

2 前項の規定において、規則第9条の規定により最低制限価格を設定した場合、初度の入札で最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

3 再度の入札の結果、落札者が決定しなかったときは、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積もり合わせは行わない。

(入札保証金の免除)

第19条 規則第5条の規定にかかわらず、入札参加資格者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に公告をした工事の入札については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月1日告示第225号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月1日から施行する。

(石巻市制限付き一般競争入札実施要綱の改正に伴う経過措置)

3 この告示の施行の前に公告をした工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月12日告示第5号）

この告示は、平成24年1月12日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第137号抄）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日告示第360号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条による改正後の石巻市建設工事共同企業体運用基準の規定、第2条による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定及び第5条による改正後の石巻市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

整理番号	
------	--

入札前資格審査用一般競争入札参加申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

住 所  
商号又は名称  
電 話 番 号  
代 表 者 氏 名

工 事 名 \_\_\_\_\_

石巻市が行う標記工事の請負契約に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと及び公告による入札参加資格の要件をすべて満たしていることを誓約いたします。

記

- 1 建設業許可通知書の写し又建設業許可証明書
- 2 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- 3 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
- 4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 5 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- 6 その他、公告において指定するもの

注1 競争入札参加申請時（登録時）において、支店長等に入札、契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名による申請としてください。

注2 添付書類のうち、公告において参加資格とされていない場合は、添付する必要はありません。

様式第2号（第7条関係）

類似工事の施工実績調書

工事名	
発注者	
工事場所	都道府県 市町村
契約金額	円（共同企業体の場合は、出資比率で案分）
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容	

工事名	
発注者	
工事場所	都道府県 市町村
契約金額	円（共同企業体の場合は、出資比率で案分）
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容	

- 注1 過去 年以内に完成した工事について記載してください。
- 注2 施工実績は、1件以上あれば可とします。
- 注3 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。
- 注4 共同企業体による実績については、代表者である場合のみ可とします。
- 注5 契約書、仕様書等の写しを添付してください。



様式第3号（第7条関係）

配置予定の技術者に関する調書

現 場 代 理 人	氏 名		生年月日		
	資格名称				
	免許又は認定番号		取得年月日		
	工事経験 (類似工事)	工事名			
		発注者			
		契約金額			
		工期			
工事内容					

監 理 (主 任) 技 術 者	氏 名		生年月日		
	資格名称				
	免許又は認定番号		取得年月日		
	工事経験 (類似工事)	工事名			
		発注者			
		契約金額			
		工期			
工事内容					

注1 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ若しくはロ又は同法第15条第2号ロに該当する場合、資格名称欄には該当する条項を記入し、免許又は認定番号欄は空欄としてください。

注2 監理（主任）技術者と現場代理人が同一の場合は、現場代理人の欄にのみ記入してください。

注3 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。

注4 建設工事等に係る資格免許の写しを添付してください。

様式第4号（第7条関係）

整理番号	
------	--

入札後資格審査用一般競争入札参加申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

住 所  
商号又は名称  
電 話 番 号  
代 表 者 氏 名

工 事 名 \_\_\_\_\_

石巻市が行う標記工事の請負契約に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を同封し申請します。

また、開札の結果、落札候補者となったときは、入札参加資格の審査に必要な書類を提出期限まで提出します。

本申請書等各種書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 建設業許可通知書の写し又建設業許可証明書
- 2 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- 3 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
- 4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 5 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- 6 手持ち工事の状況調書
- 7 その他、公告において指定するもの

注1 競争入札参加申請時（登録時）において、支店長等に入札、契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名による申請としてください。

注2 添付書類のうち、公告において参加資格とされていない場合は、添付する必要はありません。

様式第5号（第7条関係）

整理番号	
------	--

入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（非参集型入札）

年 月 日

石巻市長（あて）

住 所  
商号又は名称  
電 話 番 号  
代 表 者 氏 名

工事名 \_\_\_\_\_

石巻市が行う標記工事の請負契約に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を同封し申請します。

また、開札の結果、落札候補者となったときは、入札参加資格の審査に必要な書類を提出期限まで提出します。

本申請書等各種書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 入札書
- 2 入札金額に対応した工事費内訳書
- 3 建設業許可通知書の写し又建設業許可証明書
- 4 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- 5 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
- 6 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 7 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- 8 手持ち工事の状況調書（別記様式）
- 9 その他、公告において指定するもの

注1 競争入札参加申請時（登録時）において、支店長等に入札、契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名による申請としてください。

注2 添付書類のうち、公告において参加資格とされていない場合は、添付する必要はありません。

一般競争入札参加資格審査結果通知書

商号又は名称  
代表者氏名 様

石巻市長



さきに申請のあった下記工事に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので、通知します。

記

入札執行日		
工 事 名	一般競争入札参加資格の有無	一般競争入札参加資格を有していないと認められた理由

注1 入札参加資格を有していないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、 年 月 日までに、総務部管財課へその旨を記載した書面（様式は任意とし、電子メール又はファクシミリ施行可）を提出してください。

注2 入札参加資格を有しているとされた場合でも、入札の日までの間に、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けたときは、当該入札参加資格を取り消すものとします。

第 号  
年 月 日

一般競争入札参加資格審査結果等通知書

商号又は名称  
代表者氏名 様

石巻市長



さきに関札のあった下記工事に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので、通知します。

記

開 札 日			
工 事 名	一般競争入札参加資格の有無	一般競争入札結果	一般競争入札参加資格を有していないと認めた理由

注1 入札参加資格を有していないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに、総務部管財課へその旨を記載した書面（様式は任意とし、電子メール又はファクシミリ施行可）を提出してください。

第 号  
年 月 日

一般競争入札参加資格喪失通知書

商号又は名称  
代表者氏名 様

石巻市長



下記の工事に係る一般競争入札参加資格について、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱第15条の規定に該当することを確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 入札公告日 年 月 日
- 3 喪失事由 石巻市制限付き一般競争入札実施要綱第15条第1項第 号該当

※参考

本通知対象者は、以下の取扱いとなります。

入札参加資格審査方式	取 扱 内 容
入札前資格審査型	入札参加資格を失う。
入札後資格審査型	入札後落札決定までの間においては、当該入札を無効とする。
(両審査方式 共通)	落札決定後契約締結までの間においては当該落札決定を取り消す。
	仮契約を締結した場合は当該仮契約締結を解除し、契約締結を行わない。

